

特定非営利活動法人

大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

## 平成 22 年度通常総会 議案書

開催日 平成 22 年 6 月 5 日

会場 大阪市立大学 文化交流センター 大セミナー室

## 平成 22 年度通常総会次第

1. 開会のことば（理事）

2. 理事長あいさつ

3. 議長の選出（定款第 26 条）

定款第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

4. 定足数の確認（定款第 27 条）

定款第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

5. 議事録署名人の任命（定款第 30 条第 2 項）

定款第 30 条第 2 項 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

6. 書記の任命

7. 議事

第 1 号議案 平成 21 年度事業報告、収支報告、監査報告の承認を求める件

第 2 号議案 平成 22 年度事業計画案ならびに収支予算案の承認を求める件

第 3 号議案 役員改選の件

第 4 号議案 その他

8. 書記および議長の解任

9. 閉会のことば（理事）

第 1 号議案 平成 21 年度事業報告、収支報告、監査報告の承認を求める件

定款第 23 条第 5 号にもとづき、平成 21 年度事業報告、収支報告ならびに監査報告の承認を求めます。

# 事 業 報 告 書

(第 6 期)

自 平成 21 年 4 月 1 日  
至 平成 22 年 3 月 31 日

特・大気イオン地震予測研究会  
兵庫県川西市緑台 5-1-43

# 平成 21 年度事業報告書

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

## 1 事業の成果

本法人の事業のうち、成立 6 年目である本年度では、前年度に引き続き大気イオン濃度測定点の維持・管理ならびに新規測定点の増設を行った。特に本年度は、前年度にコムシステム株式会社製大気イオン濃度測定器に置換した全国 8 箇所(年度途中で 3 か所廃止)の正規測定点を補完するため、従来用いていた独自開発の大気イオン濃度測定器を活用し、補助測定点を全国 8 か所に展開した(第 1 表による)。これらの大気イオン濃度測定点より、オンラインデータ収集を行い、大気イオンデータでその発生源が推定可能かどうかを検討している。その他、研究会会員には測定情報のオンライン配信を行っている。

また、本法人の目的を達成するため、関心を示す学会・研究会・市民サークル等で講演活動を行ったほか、本法人の活動の啓発に資するマスメディアへの取材協力は積極的に実施した。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
大気イオン濃度測定器研究開発事業	環境大気中のイオン濃度を正確に測定でき、なおかつ一括送信できるシステムを開発、改良	随時	東京都昭島市松原町・コムシステム株式会社、岡山市北区理大町・岡山理科大学工学部	8名	大気イオン地震予測研究会に関心のある者不特定多数	255
全国的な大気イオン濃度測定事業	大気イオン濃度測定器を地震発生が予想される地域に新たに設置・測定	随時	第1表参照	40名	大気イオン地震予測研究会に関心があり協力してくれる者不特定多数	0
測定データのオンライン収集・処理・配信事業	各地の大気イオン測定器データをインターネットで収集し、その測定データと過去のデータから発生源が推定可能であるかの検討およびインターネット上での公開	随時	大阪市西区江戸堀・本法人大阪事務所	6名	大気イオン地震予測研究会 e-PISCO の会員およびデータ提供を希望する者不特定多数	369

研究成果の普及啓発事業(大気イオン地震予測研究会 e-PISCO講演会)	大気イオンと地震との関係についてこれまでの研究成果を発表すると共に、大気イオン測定的重要性を述べ、測定器の普及に努めた。また、協賛企業と共同で震災対策技術展に出展	平成21年 10月3日	兵庫県伊丹市 ・伊丹シティ ホテル	1名	大気イオン地震予測研究会 e-PISCO講演 参加者	0
研究成果の普及啓発事業(大気イオン地震予測研究会 e-PISCO出版物)	大気イオンと地震前兆現象と地震との関係についてこれまでの成果を著書にした。	随時	兵庫県川西市 緑台・本法人 川西事務所	1名	出版物(約1万 部発行予定) の読者不特定 多数	0

第1表 全国的な大気イオン濃度測定事業の実施日時および実施場所

実施日時	実施場所	(測定点種)
随時	兵庫県川西市緑台・本法人川西事務所	正規
随時	京都府木津川市兜台・積水ハウス株式会社総合住宅研究所	正規
随時	長野県松本市白板・信州建築構造協会	正規
随時	静岡県沼津市宮本・富士通株式会社沼津工場	正規
随時	神奈川県厚木市下荻野・神奈川工科大学工学部機械工学科	正規
～平成21年4月12日	徳島市南常三島・徳島大学工学部工学基礎教育センター	正規
～平成21年4月12日	兵庫県南あわじ市阿万西町・出田鐵工株式会社	正規
～平成22年1月9日	千葉県南房総市川上・千葉大学伊予ヶ岳地殻変動・地球電磁気観測所	正規
平成21年8月1日～	長野県飯田市滝の沢・信州建築構造協会	補助
平成21年10月28日～	静岡市清水区草薙・株式会社渡邊工務店	補助
平成21年11月4日～	岡山市北区理大町・岡山理科大学理学部応用物理学科	補助
平成21年12月17日～	宮崎市学園木花台西・宮崎大学工学部電気電子工学科	補助
平成21年12月21日～	栃木県小山市若木町・協力者個人宅	補助
平成22年2月2日～	徳島市南常三島・徳島大学工学部工学基礎教育センター	補助
平成22年2月3日～	兵庫県南あわじ市阿万西町・出田鐵工株式会社	補助
平成22年2月4日～	北海道音更町共栄台西・株式会社北開水工コンサルタント	補助

### 3 参考事項

#### (1) 理事会

本年度、理事会を1度開催(21年5月30日@神奈川県厚木市・神奈川工科大学)し、本法人の運営について活発な議論を行った。また、理事会は電子メールによるメーリングリストを用いて、全国の測定点管理者を交えた活発な議論を行った。平成21年度は251通のメールをやり取りした。

#### (2) 会員の現況

本年度末の会員数は次のとおりである。

○会員種別

会員種別	正会員	正会員(学生・65歳以上)	賛助会員	合計
平成21年度末会員数	197	73	6	276
平成20年度末会員数	146	77	7	230
平成19年度末会員数	150	79	7	236
平成18年度末会員数	146	86	7	238
平成17年度末会員数	125	78	7	210
平成16年度末会員数	85	63	3	151

※平成22年度より、「正会員(学生・65歳以上)」は「正会員」に統合される。

○都道府県別

北海道	2	青森	0	岩手	0	宮城	3	秋田	1
山形	0	福島	0	茨城	4	栃木	0	群馬	0
埼玉	9	千葉	12	東京	47	神奈川	25	新潟	0
富山	0	石川	0	福井	0	山梨	0	長野	4
岐阜	1	静岡	14	愛知	18	三重	3	滋賀	1
京都	7	大阪	48	兵庫	43	奈良	3	和歌山	0
鳥取	1	島根	2	岡山	9	広島	2	山口	2
徳島	8	香川	0	愛媛	0	高知	2	福岡	3
佐賀	0	長崎	0	熊本	2	大分	0	宮崎	0
鹿児島	0	沖縄	0						

(3) 活動記録

月日	活動記録
04/12	兵庫・南あわじ測定点、徳島測定点を廃止
05/30	第8回理事会および平成21年度通常総会を開催(神奈川厚木市・神奈川工科大学)
07/06	「週刊プレイボーイ」(集英社)の記事「ニュース・ファイル #002 6月、関東に大地震発生説が急浮上。根拠である『大気イオン濃度』とは？」で首都圏大地震予測について掲載
07/06	中日新聞の連載記事「濁流の記憶 伊勢湾台風から50年 第2部 その実像(4) ほえた愛犬、家族救う」で弘原海理事長が自然災害にたいする動物の予知能力について解説
07/20	仏教寺院向け情報紙「TEMPLE」(白馬社)の記事「地震情報 関東地方で9月末までにM8クラスの地震がくる!？」で首都圏大地震予測について掲載
08/01	長野・飯田補助測定点を設置
08/11	駿河湾の地震(M6.5) 前の大気イオン濃度変化についてウェブサイトにて解説
08/20	仏教寺院向け情報紙「TEMPLE」(白馬社)の記事「8月11日の駿河湾地震(M6.5)の前兆と思われる現象について」で首都圏大地震予測について掲載
08/24	「週刊大衆」(双葉社)の記事「恐怖ニュース 8月中旬～9月が最も危ない！大阪市立大 弘原海清名誉教授が緊急警告 大気中イオン濃度急上昇！『[M8]関東大震災カウントダウン』」で首都圏大地震予測について掲載
08/27	「週刊文春」(文藝春秋)の記事「9月に『平成関東大震災』 駿河湾地震の前兆を捉えた『地震予測学者』が警告 村山政権の95年には阪神・淡路大震災。マグニチュード7～8の悲劇が再来する!？」で首都圏大地震予測について掲載
08/27	日刊ゲンダイの記事「気になる気象庁の大誤報 やっぱ首都直撃地震は近いのか？ イオン数値が異常」で首都圏大地震予測について掲載
08/27	反中共系新聞「大紀元時報」日本語版の記事「駿河湾地震 大気イオン濃度が予知 首都圏地震も予測中」で首都圏大地震予測について掲載。電子版でも08/15に掲載
08/28	2005年11月創刊の「e&e FAX 情報サービス」が紙齢183号で廃刊
08/29	晋遊舎ムック「実話ミステリーX-デイ 地獄篇」の記事「関東直下型地震カウントダウン X

	デイは9月某日」で首都圏大地震予測について掲載
09/01	「FLASH」(光文社)の記事「ネットで騒動『8月11日の大地震予知男』がさらなる警鐘 9月末までに相模湾震源『M8』の大震災が関東直撃! 構造地質学の権威が本誌だけに語った『予知の真相』と『さらなる危険性』」で首都圏大地震予測について掲載
09/01	NPO法人「食品と暮らしの安全基金」機関誌「食品と暮らしの安全」(2009年9月号)で首都圏大地震予測について掲載
09/02	台湾紙・今日新聞の記事「離子激増 日本関東将現八級震?」で首都圏大地震予測について掲載
09/04	「週刊大気イオン変動ニュース」創刊
09/04	「週刊ポスト」(小学館)の記事「スクープ★ワイド 男と女の“決戦の日” 巨大地震3つの『予測法』が『次は関東南部 M7超』で一致した! 『倒壊焼失家屋85万棟、死者1万1000人以上』が2年以内にー」で首都圏大地震予測について掲載
09/04	香港紙・明報の記事「東京異象 恐爆8級巨震 大気離子濃度暴増200倍 專家發警告」で首都圏大地震予測について掲載
09/05	中国国営通信社・中国新聞社の記事「日本专家发现大气异常 大胆预测东京恐发生强震」で首都圏大地震予測について掲載。中国共産党中央機関紙・人民日報にも配信
09/05	香港紙・文匯報の記事「大気離子劇増 東京月内恐爆強震」で首都圏大地震予測について掲載
09/07	香港紙・香港中通社の記事「專家預測東京九月有大地震 可能死逾萬人」で首都圏大地震予測について掲載
09/08	「女性自身」(光文社)の記事「話題の構造地質学の権威が、メガ震災の前兆を警告 首都圏『丹沢～南房総ライン』9月末大地震の危機!!」で首都圏大地震予測について掲載
09/08	台湾紙・自由時報の記事「大気離子暴増! 日學者警告 關東恐發生規模八強震」で首都圏大地震予測について掲載
09/08	香港紙・星島日報の記事「專家料本月爆發東京八級大地震」で首都圏大地震予測について掲載
09/08	台湾・TVBSの記事「離子量超標200倍 專家:東京恐大地震」で首都圏大地震予測について掲載
09/09	上海紙・新聞晨報(Shanghai Morning Post)の記事「网络盛传日本9月将发生大地震 日本地质学家称“大气离子浓度暴增200倍, 情况如阪神大地震前” 或影响国庆日本游」で首都圏大地震予測について掲載
09/09	上海紙・新聞晚報(Shanghai Evening Post)の記事「网络盛传日本9月将发生大地震 日本地质学家称“大气离子浓度暴增200倍, 情况如阪神大地震前”」で首都圏大地震予測について掲載
09/10	上海紙・青年報の記事「“日本巨震” 传言没吓退游客 记者从沪上多家旅行社了解到, 目前为止未出现一例退团事件」、「上海地震局专家观点 靠观测大气离子来预测地震尚不成熟」で首都圏大地震予測について掲載
09/11	長春紙・城市晚報の記事「地震传言引发赴日游遇冷」で首都圏大地震予測について掲載
10/03	伊丹プロバスクラブ例会で弘原海理事長が講演(兵庫伊丹市・伊丹シティホテル)。演題は「地震は予測できる」
10/22	日本地震学会2009年秋季大会で発表(京都左京区・京都大学吉田キャンパス) 「地震前後における動物の異常行動」(山本勇人・大嶋宏誌・松下直樹・矢田直之) 「大気イオン濃度変化および電磁波に見られる地震前兆現象」(大嶋宏誌・矢田直之)
10/26	「週刊プレイボーイ」(集英社)の記事「房総発の戦慄データ!“環太平洋巨大地震”カウントダウン」で弘原海理事長が磁気異常から推定される予想震源域について解説
10/28	静岡・清水区補助測定点を設置
11/04	岡山・北区補助測定点を設置
12/17	宮崎補助測定点を設置
12/19	夕刊フジの記事「水戸沖、千葉北東部、東京が危険!? 大地震発生懸念高まる」で弘原海理事長が関東地方の大地震危険性について解説
12/21	栃木・小山補助測定点を設置
01/09	千葉・南房総測定点を廃止
02/02	徳島補助測定点を設置

02/03	兵庫・南あわじ補助測定点を設置
02/04	北海道・音更町補助測定点を設置
02/20	共同通信の記事をスポーツニッポン電子版「スポニチアネックス」が「地震の前触れというが…『竜宮の使い』謎の連続漂着」として配信。弘原海理事長が宏観異常現象について解説
02/27	共同通信の記事を夕刊フジが「何かの前触れ？ 竜宮の使い、日本海沿岸に漂着のナゾ」として掲載。弘原海理事長が宏観異常現象について解説
03/02	ytv 読売テレビ「情報ライブ ミヤネ屋」(NTV 系列全国ネット)のニュース項目「大震災の前兆か？ 深海から幻の巨大生物が続々と・・・」で弘原海理事長が宏観異常現象について解説
03/17	共同通信の記事を新潟日報が「深海魚 リュウグウノツカイ 日本海沿岸 漂着相次ぐ 柏崎でも1匹 理由謎のまま 昨年末から」として掲載。弘原海理事長が宏観異常現象について解説
03/18	「週刊アサヒ芸能」(徳間書店)の記事「巨大地震の連鎖が『龍馬の街』を襲う」で弘原海理事長が大地震予知法についてコメント
03/23	「FLASH」(光文社)の記事「5年以内に M7.7 の巨大地震が日本を襲う」で弘原海理事長が地震予知の Q&A に回答
03/28	「サンデー毎日」(毎日新聞社)の記事「巨大地震 これだけの『前兆』 どうする逃げない日本人」で弘原海理事長が e-PISCO 地震予知法について解説
03/29	「週刊大衆」(双葉社)の記事「『竜宮の使い』大量漂着は前兆 『M8 超チリ級巨大地震』が日本を直撃！」で弘原海理事長が宏観異常現象について解説

(4) ウェブサイト閲覧者数記録

月	ヒット数	ユニーク数	備考
4月	158,959	36,520	
5月	200,169	44,824	
6月	464,767	73,137	首都圏大地震予測発表、各メディア報道はじまる
7月	1,961,488	256,260	
8月	4,157,263	402,530	駿河湾の地震
9月	4,856,200	488,129	
10月	1,703,301	230,345	首都圏大地震予測発表撤回
11月	438,365	106,671	
12月	451,523	96,376	
1月	404,282	87,624	
2月	315,956	71,715	
3月	466,032	89,917	
<b>年度計</b>	<b>15,578,305</b>	<b>1,984,048</b>	

(参考)

20年度計	6,887,758	1,178,172	
19年度計	5,447,611	800,600	
18年度計	5,360,145	665,571	

※ヒット数は閲覧総ページ数を、ユニーク数は閲覧者数を示す。



## 平成 21 年度特定非営利活動に係る事業会計収支決算書

(平成 21 年 4 月 1 日 から 平成 22 年 3 月 31 日 まで)  
 特定非営利活動法人 大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

科 目	予算額	決算額	増▲減	備考
事業活動収支の部				
I 事業活動収入				
1 入会金収入	5,000	73,000	68,000	
・会員入会費				
2 会費収入				
・会員年会費	1,086,000	1,080,625	▲ 5,375	
3 事業収入				
・講演会費	150,000	0	▲ 150,000	
・研究会出版物等	0	31,500	31,500	
4 寄付金収入	100,000	44,083	▲ 55,917	取材謝礼 間狩淑子 ¥2,000 長町圭子 ¥20,000 早川俊洋 ¥5,000 吉田博一 ¥5,000 八谷政俊 ¥5,000 新井典夫 ¥5,000 ペンテッシュ・ラガワ ¥2,083
5 雑収入	0	98	98	
6 借入機器	-	-	-	コムシステム(株) COM-3700×5 台
事業活動収入合計	1,341,000	1,229,306	▲ 111,694	
前期繰越収支差額	15,675	15,675	0	
収入合計	1,356,675	1,244,981	▲ 111,694	
II 事業活動支出				
1 事業費				
・大気イオン濃度測定器研究開発事業	330,000	254,726	▲ 75,274	
・全国的な大気イオン濃度測定事業	30,000	0	▲ 30,000	
・測定データのオンライン収集・処理・配信事業	400,000	368,739	▲ 31,261	
・研究成果の普及啓発事業（講演会）	0	0	0	
・研究成果の普及啓発事業（出版物）	0	0	0	
2 管理費				
・役員報酬	0	0	0	
・会議費	30,000	9,176	▲ 20,824	
・交通費	100,000	11,012	▲ 88,988	
・印刷製本費	50,000	24,163	▲ 25,837	
・通信費	250,000	131,347	▲ 118,653	
・通信設備費	0	0	0	
・人件費	30,000	15,000	▲ 15,000	
・光熱費	0	0	0	
・家賃	0	0	0	
・宿泊費	0	21,000	21,000	
・雑費	30,000	32,832	2,832	
・予備費	106,675	0	▲ 106,675	
事業活動支出合計	1,356,675	867,995	▲ 488,680	
事業活動収支差額 (A)	0	376,986	376,986	
その他収支の部				
III その他収入				
1 借入金合計	0	0	0	
2				
その他収入合計	0	0	0	
IV その他支出				
1 固定資産取得支出	0	0	0	
2 借入金返済支出	0	0	0	
その他支出合計	0	0	0	
その他収支差額 (B)	0	0	0	
当期収支差額 (A) + (B)	0	376,986	376,986	
次期繰越収支差額	0	376,986	376,986	

貸借対照表  
平成 22 年 3 月 31 日現在

( 資 産 の 部 )

【流動資産】

現金・預金	376,986	
流動資産合計		376,986
資産合計		376,986

( 負 債 の 部 )

【流動負債】

短期借入金	0	
流動負債合計		0
負債合計		0

( 資 本 の 部 )

【余 剰 金】

当期末処理利益	376,986	
(うち当期利益)	( 361,311 )	
余剰金合計		376,986
資本合計		376,986
負債・資本合計		376,986

# 財 産 目 録

平成 22 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

特定非営利活動法人大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

## <資産の部>

現金預金 376,986

資産合計 376,986

## <負債の部>

短期借入金 0

負債合計 0

差引純資産合計 376,986

利益金処理計算書

【当期未処理利益】	376,986
【次期繰越利益】	<u>376,986</u>

上記のとおりご報告申し上げます。

平成 22 年 4 月 30 日

特・大気イオン地震予測研究会

理 事 長

弘 原 海 清

監査の結果、いずれも適法かつ妥当であることを認めます。

平成 22 年 4 月 30 日

監 事

能 美 洋 介

第 2 号議案 平成 22 年度事業計画案ならびに収支予算案の承認を求める件

定款第 23 条第 4 号にもとづき、平成 21 年度事業計画案および収支予算案の承認を求めます。

事 業 計 画 書

(第 7 期)

自 平成 22 年 4 月 1 日  
至 平成 23 年 3 月 31 日

特・大気イオン地震予測研究会  
兵庫県川西市緑台 5-1-43

# 平成 22 年度事業計画書

特定非営利活動法人 大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

## 1 事業実施の方針

前年度と同様の方式で、今年度も観測点をさらに増設し、観測点ネットワークを充実させる。地震発生が盛んな地域を選んで多地点観測を行い、大気イオン濃度の前兆的变化が検証可能か、また大気イオンの発生源が推定可能かどうかを検討する。その他、研究会会員には各地の測定情報及び危険推定地域の配信を行う。

普及、広報活動では、従来通りに「大気イオン地震予測法」の基礎を前年度の研究成果をふまえてまとめ、学会等で発表するとともに、研究会や市民サークル等で講演活動を行う。また、マスメディアを通じた広報活動にも務める。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
大気イオン濃度測定器研究開発事業	環境大気中のイオン濃度を正確に測定でき、なおかつ一括送信できるシステムの改良、開発及びメンテナンス	前年度より継続	東京都昭島市松原町・コムシステム株式会社、岡山市北区理大町・岡山理科大学工学部	8名	大気イオン地震予測研究会に 関心のある者 不特定多数	415
全国的な大気イオン濃度測定事業	各地に設置した大気イオン濃度測定器の計測を行う	前年度より継続	大気イオン濃度測定器設置場所	40名	大気イオン地震予測研究会に 関心があり協 力してくれる 者不特定多数	30
測定データのオンライン収集・処理・配信事業	各地の大気イオン濃度測定器データをインターネットで収集し、その測定データと前年度のデータから発生源を見極め、インターネット上で公開	前年度より継続	大阪市西区江戸堀・本法人大阪事務所	6名	大気イオン地震予測研究会 e-PISCOの会 員およびデー タ提供を希望 する者不特定 多数	400

研究成果の普及啓発事業(大気イオン地震予測研究会 e-PISCO講演会)	大気イオンと地震との関係についてこれまでの研究成果を発表すると共に、大気イオン測定の重要性を述べ、測定器の普及に努める	前年度より継続	全国各地	5名	大気イオン地震予測研究会 e-PISCO講演参加者	30
研究成果の普及啓発事業(大気イオン地震予測研究会 e-PISCO出版物)	前年度の研究成果による「大気イオン地震予測法」の基礎をまとめ、その原理と応用のための解説書を発行する	前年度より継続	兵庫県川西市 緑台・本法人 川西事務所	1名	出版物(約1万部発行予定)の読者不特定多数	0

## 平成 22 年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

(平成 22 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 3 月 31 日 まで)

特定非営利活動法人 大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

科 目	21 年度決算額	22 年度予算額	増▲減	備考
事業活動収支の部				
I 事業活動収入				
1 入会金収入	73,000	10,000	▲ 63,000	@1,000 円×10 人
・ 会員入会費				
2 会費収入				
・ 会員年会費	1,080,625	1,500,000	419,375	正会員 @5,000 円×280 人 賛助会員 @10,000 円×10 口
3 事業収入				
・ 講演会費	0	150,000	150,000	
・ 研究会出版物等	31,500	100,000	68,500	
4 寄付金収入	44,083	100,000	55,917	
5 雑収入	98	0	▲ 98	
6 借入機器	—	—	—	コムシステム(株) COM-3700×5 台
事業活動収入合計	1,229,306	1,860,000	630,694	
前期繰越収支差額	15,675	376,986	361,311	
収入合計	1,244,981	2,236,986	992,005	
II 事業活動支出				
1 事業費				
・ 大気イオン濃度測定器研究開発事業	254,726	415,000	160,274	保守費 @63,000 円×5 台 @10,000 円×10 台
・ 全国的な大気イオン濃度測定事業	0	30,000	30,000	
・ 測定データのオンライン収集・処理・配信事業	368,739	400,000	31,261	
・ 研究成果の普及啓発事業 (講演会)	0	30,000	30,000	
・ 研究成果の普及啓発事業 (出版物)	0	0	0	
2 管理費				
・ 役員報酬	0	0	0	
・ 会議費	9,176	30,000	20,824	
・ 交通費	11,012	100,000	88,988	
・ 印刷製本費	24,163	50,000	25,837	
・ 通信費	131,347	200,000	68,653	
・ 通信設備費	0	0	0	
・ 人件費	15,000	20,000	5,000	
・ 光熱費	0	0	0	
・ 家賃	0	0	0	
・ 宿泊費	21,000	30,000	9,000	
・ 雑費	32,832	35,000	2,168	
・ 予備費	0	896,986	896,986	
事業活動支出合計	867,995	2,236,986	1,368,991	
事業活動収支差額 (A)	376,986	0	▲ 376,986	
その他収支の部				
III その他収入				
1 借入金合計	0	0	0	
2				
その他収入合計	0	0	0	
IV その他支出				
1 固定資産取得支出	0	0	0	
2 借入金返済支出	0	0	0	
その他支出合計	0	0	0	
その他収支差額 (B)	0	0	0	
当期収支差額 (A) + (B)	376,986	0	▲ 376,986	
次期繰越収支差額	376,986	0	▲ 376,986	



### 第3号議案 役員改選の件

現役員については、平成22年6月3日に任期満了となります。定款第23条第6号にもとづき、以下のとおり次期役員承認を求めます。

役名	氏名	住所又は居所	選任区分	備考
理事	あらい ふうみお 新井 典夫	長野県松本市	再任	理事 平成16年4月7日～現在 (有)A&A 構造研究所 代表取締役
理事	やだ なおゆき 矢田 直之	東京都町田市	再任	理事 平成20年4月1日～現在 (副理事長 20年10月4日～現在) 神奈川工科大学工学部機械工学科 准教授
理事	わだつみ きよし 弘原海 清	兵庫県川西市	再任	理事 平成16年4月7日～現在 (理事長 16年4月7日～現在) 大阪市立大学理学部 名誉教授
監事	のうみ ようすけ 能美 洋介	岡山市中区	再任	理事 平成16年4月7日～20年6月28日 (副理事長 16年4月7日～19年6月3日) 監事 平成20年6月29日～現在 岡山理科大学総合情報学部生物地球システム学科 准教授

また、定款第13条第2項および第14条第2項の規定にもとづき、理事の互選により、以下のとおり理事長および副理事長を選任します。

理事長 弘原海 清  
副理事長 矢田 直之

## 第4号議案 その他

### (1) 第9回理事会審議事項報告

#### A. 事務所(定款第20条)

現在、本法人は兵庫県川西市に主たる事務所を、大阪市西区に従たる事務所を有しています。平成21年度通常総会で、「平成21年度中に関東地方に新たな従たる事務所を開設し、平成22年度通常総会にて定款の関連条項改正の承認を求めること」が議決されましたが、理事会での審議の結果、当分の間、関東地方への従たる事務所の設置は見送ることとなりました。

#### B. 事務局及び事務局長(定款第20条)

定款第20条第1項にもとづく事務局を大阪市西区の従たる事務所に設置することとなりました。

事務局	大阪市西区江戸堀1丁目4番21号 日宝肥後橋中央ビル3階4号 ((有)A&A 構造研究所 大阪事務所内)
-----	---

また、定款第20条第1項及び第2項にもとづき、理事会の議決を経て、理事長は以下のとおり事務局長を委嘱することとなりました。

職名	氏名	住所又は居所	選任区分	備考
事務局長	おかもと かずひと 岡本 和人	大阪市住吉区	新任	(有)A&A 構造研究所 大阪事務所 所属

### (2) 報告・連絡事項

#### A. 大気イオン濃度測定網拡充方針

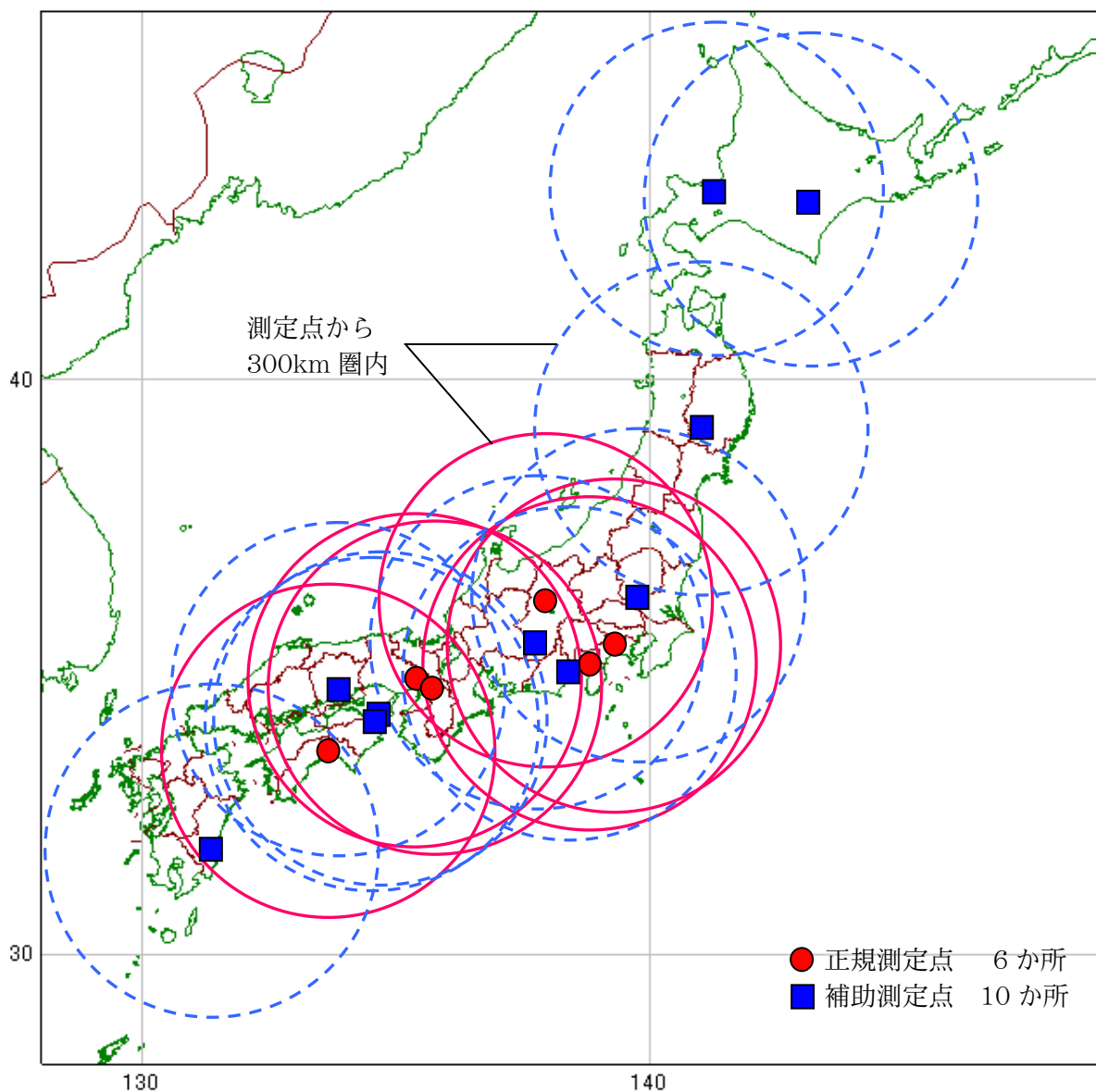
本法人では、以下のように大気イオン濃度測定網の拡充を進めています。図表は平成22年5月10日現在です。

正規測定点 使用機器：COM-3700(コムシステム株式会社)

測定点名	管理者	設置日
神奈川・厚木	神奈川工科大学 工学部 機械工学科 矢田研究室	2004/08/01
長野・松本	信州建築構造協会	2004/05/22
静岡・沼津	富士通株式会社 沼津工場	2005/10/31
京都・木津川	積水ハウス株式会社 総合住宅研究所	2006/09/13
兵庫・川西	弊会本部	2004/05/01
高知・香美	高知工科大学 ナノデバイス研究所	2010/05/03

補助測定点 使用機器：EIM-10

測定点名	管理者	設置日
札幌・西区	山の手博物館	近々設置予定
北海道・音更町	株式会社北開水工コンサルタント	2010/02/04
岩手・金ケ崎町	株式会社富士通ファシリティーズ・エンジニアリング 岩手事業所	近々設置予定
栃木・小山	ご協力個人	2009/12/21
長野・飯田	信州建築構造協会	2009/08/01
静岡・清水区	株式会社渡邊工務店	2009/10/28
兵庫・南あわじ	南あわじ環境防災センター(株式会社出田鐵工)	2010/02/03
岡山・北区	岡山理科大学 理学部 応用物理学科 蛭川研究室	2009/11/04
徳島	徳島大学 工学部 工学基礎教育センター	2010/02/02
宮崎	宮崎大学 工学部 電気電子工学科	2009/12/17



## B. 勉強会の開催

本法人の活動への理解を深めて頂くために、大気イオンデータの見方などを解説する勉強会を開催します。平成 22 年度は首都圏および関西で 1 回ずつ開催する予定です。

*MEMO*

特定非営利活動法人  
大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

定 款

第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、特定非営利活動法人 大気イオン地震予測研究会 e-PISCO という。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を兵庫県川西市緑台5丁目1番地43に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪府大阪市西区江戸堀1丁目4番21号日宝肥後橋中央ビル3階4号に置く。

3 この法人は、前項のほか、従たる事務所を長野県松本市白板2丁目3番地40号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、将来発生する大地震に対して、大気イオン濃度を多地点で観測し、市民による宏観異常現象(地震前に起こる精密機器によらないでも感知できるような前兆現象)報告や地震活動図などを総合分析した地震危険性を予測する事業を行い、市民の予知・防災に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(2) 地域安全活動

(3) 情報化社会の発展を図る活動

(事業)

**第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 大気イオン濃度測定器研究開発事業。

(2) 全国的な大気イオン濃度測定事業。

(3) 測定データのオンライン収集・処理・配信事業。

(4) 研究成果の普及啓発事業。

(5) その他目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(種別)

**第6条** この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体。

(入会)

**第7条** 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

**第8条** 正会員及びその他の会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

**第9条** 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

**第10条** 正会員及びその他の会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

**第11条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

**第12条** 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

**第13条** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
- (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

**第14条** 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

**第15条** 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

**第16条** 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

**第17条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

**第18条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

**第19条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

**第20条** この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事

項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

**第21条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

**第22条** 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

**第23条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

**第24条** 通常総会は、毎年1回開催する。  
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。  
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。  
(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。  
(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

**第25条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。  
2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。  
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第26条** 総会の議長は、その総会において、出席し

た正会員の中から選出する。

(定足数)

**第27条** 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

**第28条** 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。  
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第29条** 各正会員の表決権は、平等なるものとする。  
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。  
3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。  
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

**第30条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(1) 日時及び場所  
(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)  
(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(5) 議事録署名人の選任に関する事項  
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

**第31条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条** 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
  - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条** 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第34条** 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第35条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条** 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条** 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 助成金・寄付金品
  - (4) その他

(資産の区分)

- 第40条** この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

- 第41条** この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第42条** この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げ



る原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

**第43条** この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

**第44条** この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、事業年度毎に理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

**第45条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

**第46条** 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

**第47条** 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

**第48条** この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

**第49条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

**第50条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事

会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

**第51条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

**第52条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

**第53条** この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、学校法人加計学園岡山理科大学に譲渡するものとする。

(合併)

**第54条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第55条** この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

## 第10章 雑則

(細則)

**第56条** この定款の施行について必要な細則は、理

事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

### 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
理事長 弘原海 清  
副理事長 能美 洋介  
理 事 原口 竜一  
“ 西橋 政秀  
“ 新井 典夫  
“ 中村 大一  
“ 横山 慶三  
監 事 三木 幸蔵
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 5 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金 1,000 円 年会費 5,000 円

(2) 正会員 (学生・65 才以上)

入会金 1,000 円 年会費 3,000 円

(3) 賛助会員

入会金 1,000 円 年会費 10,000 円/  
一口以上

これは内閣府より認証を受けた当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人

大気イオン地震予測研究会 e-PISCO

理事長 弘原海清

MEMO

## 通常総会会場へのアクセス

鉄道路線	駅	徒歩
JR 東海道本線、大阪環状線	大阪駅	4分
JR 東西線	北新地駅	1分
大阪市営地下鉄御堂筋線	梅田駅	4分
大阪市営地下鉄谷町線	東梅田駅	4分
大阪市営地下鉄四つ橋線	西梅田駅	2分
阪神本線	梅田駅	3分
阪急京都本線、宝塚本線、神戸本線	梅田駅	8分

### 新幹線でお越しの方

新大阪駅で東海道本線に乗り換え、大阪駅でお降りください。

### 航空機でお越しの方(大阪伊丹空港)

大阪空港駅から大阪モノレールに乗車、蛍池で阪急宝塚本線に乗り換え、梅田駅でお降りください。



特定非営利活動法人  
大気イオン地震予測研究会 e-PISCO  
〒666-0129 川西市緑台5丁目1-43  
Tel/Fax 0727-92-0298  
電子メール npo@e-pisco.jp